

南九州市告示第146号

南九州市農業公社運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 31 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市農業公社運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市農業公社運営費補助金交付要綱（令和 5 年南九州市告示第89号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 農業公社運営経費

ア 人件費

イ 備品購入費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

(2) 農業公社額産出張所運営経費

ア 人件費

イ 消耗品費

ウ 燃料費

エ 光熱水費

オ 通信運搬費

カ 手数料

キ 保険料

ク 使用料及び賃借料

ケ 工事請負費

コ 備品購入費

サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条第 1 号イ及び同条第 2 号ケ並びにコに掲げる経費については、取得価格、設立時の負担状況その他の事情を勘案し、市長が別に定める基準により算定するものとし、当該取得価格の 2 分の 1 以内とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。